

令和 8 年度宮城県産日本酒欧州新市場開拓事業業務委託に係る企画提案募集要領

本要領は、宮城県産日本酒欧州新市場開拓事業業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第 1 募集事項

- 1 案件名
令和 8 年度宮城県産日本酒欧州新市場開拓事業
- 2 事業目的及び業務内容
別紙「令和 8 年度宮城県産日本酒欧州新市場開拓事業 業務委託仕様書」のとおり
- 3 契約期間
契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 5 日（月）まで
- 4 事業費（委託上限額）
金 7, 0 0 0, 0 0 0 円（うち消費税及び地方消費税の額 636, 363 円）
なお、この金額は契約金額の上限を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

第 2 応募資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする

- 1 宮城県内に事業所を有する法人であること。
- 2 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税及び消費税並びに地方消費税を滞納していない者であること。
- 3 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- 4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- 5 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者（同法に基づく再生計画認可の決定を受けた者を除く。）であること。
- 6 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされていない者（同法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- 7 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされていない者（同法に基づく破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- 8 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している者でないこと。
- 9 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律 194 号）第 3 条の規定によるもの）でないこと。
- 10 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。
- 11 上記 1 から 10 を満たす 1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が 2 から 10 を満たさなければならないほか、企画提案書に当該複数事業者の名称及び委託内容、目的、理由等を詳細に記述すること。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（本県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第3 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和8年3月30日(木)
企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年4月3日(金) 正午
質問への回答期限	令和8年4月7日(火)
企画提案参加申込書提出期限	令和8年4月13日(月) 正午
企画提案書提出期限	令和8年4月15日(水) 正午
書類選考(提案者が3者以上の場合)	令和8年4月16日(木) 【予定】
業務委託候補者の選考(選定委員会)	令和8年4月16日(木) 又は17日(金) 【予定】
選定結果の通知・公表	令和8年4月中旬～下旬 【予定】
契約締結・業務開始	令和8年4月下旬 【予定】

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期限

令和8年4月3日(金) 正午(必着)

(2) 受付方法

イ 件名に【欧州日本酒事業質問事項】と記載し、様式第1号により電子メールで下記アドレスに提出すること。

宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室 (s-yushutsu@pref.miyagi.lg.jp)

ロ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない

ハ 回答は、質問者の名を伏せた上で下記ホームページに掲載する。なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/r8sake.html>

2 企画提案への参加申込

(1) 提出期限

令和8年4月13日(月) 正午(必着)

(2) 提出方法

件名に【欧州日本酒事業参加申込】と記載し、電子メールで下記アドレスに提出すること。

宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室 (s-yushutsu@pref.miyagi.lg.jp)

(3) 提出物

イ 参加申込書(様式第2号) (PDF形式)

ロ 企画提案応募資格に係る宣誓書(様式第3号) (PDF形式)

ハ 定款の写し(PDF形式)

ニ 直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書の写し) (PDF形式)

3 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月15日(水) 正午(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、土日祝祭日を除き午前9時から午後5時までとする。
(ただし、最終日は正午必着)

(3) 提出物

- イ 企画提案書 (任意様式) 10部
※企画提案書の構成は、別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。
- ロ 事業経費見積書 (任意様式) 10部
- ハ 会社概要 (既存の資料で可) 10部
- ニ 同種・類似業務の実績 (任意様式)
過去2年以内に国や自治体、企業から受注した代表的な業務がわかる資料 10部

4 提出書類の作成及び記載上の留意事項

- (1) 企画提案数は、1応募者につき1提案とする。
- (2) 書類はA4版片面印刷で作成すること。
- (3) 経費見積書には、積算項目の内訳(数量、単位、単価等)を明確に記載し、本業務の実施に必要な全ての経費(消費税等を含む)を計上すること。
- (4) 提出された提案書等の差替え、変更及び取消しは認めない。
- (5) 企画提案書の提出を取下げの場合は、速やかに業務取下書(様式第4号)を提出すること。なお、業務取下書の提出があった場合、企画提案書等の再提出は認めない。
- (6) 応募者(複数事業者による共同提案の場合は代表者)が、企画提案書の提出日時点で、障害者雇用促進法で定める法定雇用障害者数以上(※)の障害者を雇用している場合は、評価点を加算するので、証明書類を提出すること。
※雇用義務が課されない事業主においては1人以上

第5 評価・選定方法

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。ただし、各選定委員の評価点の平均が満点の6割に満たない企画提案者は業務委託候補者として選定しない。また、応募者が3者以上の場合は、予め企画提案書等の事前審査を実施し、その上位3者によるプレゼンテーションの審査を行うものとする。

2 プレゼンテーション審査

(1) プレゼンテーション実施日

令和8年4月16日(木)又は17日(金) 予定 ※決定後に別途連絡

(2) 実施場所

宮城県庁行政庁舎内

(3) 審査方法

- イ 1応募者あたりの持ち時間は30分以内(説明20分以内、質疑応答10分以内)とし県が指示した時間から順次、個別に行う。
- ロ 事前に提出された書類に基づいて行う。追加資料の配付は認めない。

第6 評価基準・配点

審査項目及び審査の視点は、別紙「令和8年度宮城県産日本酒欧州新市場開拓事業業務審査項目及び評価の視点」のとおりとする。

第7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- 1 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
- 2 本募集要領及び仕様書に従っていない場合
- 3 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- 4 県から説明を求めたにも関わらず応じない場合
- 5 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げた場合
- 6 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

第8 提案者が1者又は提案者がいない場合の取扱い

- 1 提案者が1者の場合
選定委員会の委員全員による評価を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を受託予定者として決定する。
- 2 応募者がいない場合
選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

第9 選定の通知方法等

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等を公表する。ただし、公表に当たっては、選定された受託予定者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

なお、審査・選定結果に関する質問には回答しない。

第10 契約の締結

本企画提案に係る契約については、県と受託予定者とで行う。

- 1 委託内容
仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、県と受託予定者とで協議の上決定することとする。
- 2 委託金額
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、受託予定者から見積書を徴収し、委託上限額の範囲内において契約を締結する。
- 3 委託金の支払条件
委託金の支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。
- 4 電子契約
この契約は、電子契約を選択することができる。

第11 その他必要な事項

- 1 提出された企画提案書は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
- 2 この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- 3 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- 4 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱

い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- 5 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

第12 問い合わせ先及び書類提出先

宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第二班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県庁舎14階）

電話 022（211）2346

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は、以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 業務実施の方向性及び全体計画

- イ 業務目的を踏まえた業務実施の方向性
- ロ 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ハ 業務の工程（業務実施のスケジュール）

(4) 業務の内容

詳細は仕様書「3 業務の内容」を参照すること。

(5) 業務の実施体制及び効率性

担当者の人数と役割など、業務の実施体制を示すこと。

(6) その他

企画提案の内容に、提案者が権利を有する固有の知識、技能に関する権利及び第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、その対象物及び対象範囲を企画提案書にあらかじめ明記しておくこと。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数 1事業者につき1提案

(2) ページ数等

- イ A4版横書き
- ロ 表紙と目次を除き20ページ以内
- ハ 片面印刷、カラー印刷も可

(3) 提出部数 10部

別紙

宮城県産日本酒欧州新市場開拓事業業務 審査項目及び評価の視点

審査項目	評価の視点		配点	
			個別	計
業務目的	・業務目的に合致し、仕様案の内容に沿った具体的かつ実現性の高い提案となっているか。		4	8
	・「MIYAGI STYLE」のコンセプトを理解し、これまでの欧州市場における販路開拓の取組を踏まえた内容となっているか。		4	
業務内容・効果	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の法規や商習慣を踏まえ、現地輸入事業者に至る商流が構築され、実際に販路開拓に繋がる内容となっているか。 ・宮城県内各蔵が継続的・安定的に輸出拡大に取り組めるような内容となっているか。 	2.5	8.5
	イギリスにおける宮城県産食品の認知度向上と販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・現地小売店や飲食店オーナー等が顧客に対し宮城県産日本酒の魅力を伝えることができ、販売促進に繋げられるような内容となっているか。 ・現地小売店・飲食店におけるフェア実施後も継続した輸出が見込まれる内容となっているか。 	2.5	
	フランスにおける新規販路の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・対象都市、商流及び商品の選定について、対象国における輸出実績やニーズを的確に把握し、実際の販路開拓に繋がるようなものとなっているか。 ・フランス国内における宮城県産日本酒の持続的な輸出を実現するために必要な取り組みが示されているか。 	2.0	
	東欧における販路構築に向けたバイヤー招聘の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県内各蔵の見学等を含む効果的な招聘実施の提案があり、その内容が新たな販路開拓に繋がるものとなっているか。 	1.5	
実行力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務工程や実施体制、過去の実績等から企画提案どおりの業務遂行が見込まれるか。 ・経費見積額の積算根拠が妥当であり、業務内容と整合が取れているか。 		5	5
加点措置	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進企業（障害者雇用促進法で定める雇用義務がある場合（40人以上）には法定雇用障害者数以上、ない場合（40人未満）には1人以上の障害者を雇用している企業）に該当 		2	2
				100